会議規則第７１条の規定に基づく合同委員会

期　日　平成２７年９月２４日（木）
時　間　午前９時００分
場　所　議　　場

１．開　　会

２．町長あいさつ

３．合同委員会案件の説明

＊総務厚生常任委員会所管

議件１	議案第１号	今金町まち・ひと・しごと総合戦略基金条例制定について
議件２	議案第２号	今金町企業立地促進条例制定について
	関連	今金町産業基盤整備促進支援事業について
議件３	議案第３号	今金町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
議件４	議案第４号	今金町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議件５	報 告 事 項	今金町人口ビジョン（素案）について
議件６	報 告 事 項	今金町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について
議件７	報 告 事 項	せたな大里風力発電事業の今金町送電線計画の計画の経過について

＊産業教育常任委員会所管

議件８	報 告 事 項	今金町総合体育館・図書館建設について

４．その他

○出席委員（１１名）

１番	岸　　徹也　君	２番	小川ひとみ　君
３番	加藤三明　君	４番	向井孝一　君
５番	芳賀芳夫　君	６番	徳田栄邦　君
７番	日置紳一　君	８番	村上忠弘　君
９番	川上絹子　君	１０番	山崎　　仁　君
１１番	上村義雄　君	（議長）	村瀬　　廣　君

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町長	外崎秀人　君
副町長	中島光弘　君
総務財政課長	森　　朋彦　君
総務財政課長補佐	岸　　貴之　君
まちづくり推進課長	寺崎康史　君
まちづくり推進課長補佐	山田哲也　君
まちづくり総合戦略室長	山田　　薫　君
まちづくり総合戦略室主幹	早坂　　靖　君
税務住民課長	西　　勝明　君
税務住民課長補佐	中里英明　君
税務住民課主幹	遠藤盛人　君
教育長	田中俊一　君
教育委員会事務局長	杉山輝希　君
教育委員会事務局次長	伊藤靖徳　君
産業振興課長	川平秀明　君

開議　８時５８分

◎委員長あいさつ

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　おはようございます。

きょうは、議員の皆様、そして理事者の皆様、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

また、きょうは定例会前の４件の議案と、報告事項が４件あります。時間の関係もありますので、即議件に入っていきたいと思っております。申し訳ありませんが、皆様の意見をたくさん出していただけるようお願い申し上げまして、最初のあいさつにします。

◎町長あいさつ

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　町長が出席されておりますので、開議に先立ちごあいさつをお願いします。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　おはようございます。

第３回の定例会に際しましては、各常任委員会におきましてご審議賜ったことにつきましては、改めて感謝を申し上げるところでございます。

その中でもお願い申し上げた部分があるわけでありますけども、今回の提出議案の中で全議員さんに一堂に会しまして説明をし、ご審議をいただきたいということで、それぞれの常任委員会の委員長の方にお願いをしていたところでございます。そういう事案の内容についての本合同委員会開催でございます。

本合同委員会におきましては、８件の議件をお願いしているわけでございますけども、それぞれにこれから所管より説明等を行いますが、町長より提出議案の趣旨を１点だけ述べさせていただきたいと思うところでございます。

４期目の町長選挙に際しましては、今金町としての重要課題を政策として訴え、任意を取ったところでございます。

更には、この間の議会におけますところの議員さんの質問等においても、重要案件の具現化に取り組みたいというところで発言をしてきているところでございますが、そのことに向けて様々な角度からの制度設計をし、議会提案となるところでございますが、そういう中で整理されたものにつきまして、順次こういう議案として提出させていただき、実行して参りたいと考えてきているところでございます。

このたび、制度設計を行いまして、一定程度の流れができてきたということから、６月の定例会等でも頭出しをして参りました政策につきましては、今議会に提案をしているところでございます。

なお、その中でも、計画策定中、これは総合計画あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の途中であるわけでありますけども、これらの先行政策としても重要な意味合いを持つものもございます。

例えば、今回提案しているところの、今金町まち・ひと・しごと総合戦略基金条例につきましても、これは現在も国が進めている中で明らかに実施されるという状況にある中で、今金町としても策定しているわけでありますが、国からくる交付金等々を含めた受け皿あるいはその事業を確実に行うために担保される一つの財源確保のために基金造成をしたいと。このことはまだ計画策定の途中でありますけども、いまからそういう制度設計をして参りたいということで、考えて提案をしているところでございます。

いろいろと、ご意見等々を賜りながら、ご審議をいただきながら本議会に向けて対応をして参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

加えて、３件の報告議件につきましても、経過と現況についての報告となるわけでありますけども、これらにつきましてもご意見等々を賜りながら最終的な方向付けをさせていただく形で事務を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　ただ今の出席委員は１１名で、定足数に達しておりますので、会議規則第７１条の規定による合同委員会を開会いたします。

それでは、総務厚生常任委員会所管から始めます。

議件１、議案第１号、今金町まち・ひと・しごと総合戦略基金条例制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

まちづくり総合戦略室長、山田君。

○まちづくり総合戦略室長（山田　薫君）　おはようございます。

議案第１号で提案しております、今金町まち・ひと・しごと総合戦略基金条例の制定については、まちづくり総合戦略室から提出しております、総務厚生常任委員会資料に沿ってご説明いたしますので、お手元にご用意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、説明の方をさせていただきます。

国の地方創生政策のもと、各自治体においては昨年度末に政府が閣議決定しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、それぞれの地域の実情に沿った、地方版総合戦略の策定に取り掛かっております。

本町においても、地域性を最大限に活かした個性的で実効性のある総合戦略の策定に向け審議しているところでございますが、今後きびしい財政状況にありましても、地方版総合戦略に基づく政策を着実に推進するために、このたび新たに基金を創設することといたしました。このことにより、将来に渡り、安定的な財源の確保が図られると考えております。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第１条については、設置と設置の目的であります。

人口減少社会到来の中、本町の将来にわたる発展と住民サービスの維持を目指して、

子育て支援、移住定住促進、人の育成支援、産業振興その他の人口減少対策の総合的な推進に資するため、今金町まち・ひと・しごと総合戦略基金を設置すると定めております。

２条は積立て、３条は管理、４条は運用益金の処理、５条は繰替運用、６条は処分規定であります。

基金は、第１条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができるとしております。

第７条は委任、附則としては、この条例は、公布の日から施行するとしております。

今回、申請する基金の充当事業については、国の新たな交付金の対象とならなかった事業を想定しております。

現在、国において、地方公共団体が策定した総合戦略に基づく財源措置として、新たな交付金の制度設計を進めているところでございます。

本町においても、今後新たな交付を活用すべく、事業及び予算を検討しなければなりませんが、制度の内容についてはまだまだ不透明で詳しい情報もありません。ですが、内閣府からは来年度の概算要求をされているところでございます。

本町においては、交付金の申請をし、交付金を活用する努力はいたしますが、交付金対象外となった単独事業になったとしても、地方創生に係る対策として実施する施策は確実に進めなければならないことから、そのための財源措置として基金を活用していきたいと考えております。

なお、充当事業や規模については、今後、町長、副町長、財政当局と協議し、議会に提案して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が、基金条例制定の説明であります。よろしくお願いします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

向井君。

○４番（向井孝一君）　いまの説明の中で、交付金でできない部分を、これの条例をつくることによって、地方再生の戦略構想の中でつくっていくということで、これはいま後期の総合計画の審議をやっている最中なのですけども、これときちんとリンクしていくという政策実行の、総合計画の実行案というのは、これから出てくると思うのだけども、それとリンクして並行してやっていくということで理解してよろしいですか。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　まちづくり総合戦略室長、山田君。

○まちづくり総合戦略室長（山田　薫君）　ご質問にお答えいたします。

いまの委員のご質問のとおり、そのように進めて参りたいと思います。

ただ、総合計画というのは、あらゆる町の施策・事業を網羅するような、町の最上位計画でございます。それと違って、この総合戦略というのは、特化した地域再生のもと、また子育て、雇用だとかに特化する戦略を今後、今金町としてどう進めていく

かという特化した計画ですので、そういったことは別な問題ですが、必ずリンクするというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　他にありませんか。

上村君。

○１１番（上村義雄君）　いまの基金を積み立てるということについては、事業を実施する上では当然お金がかかるわけですから、それは基金を積むことについては了解するし、必要なことだとは思うわけです。

ただ、その地方創生に向けた、これは特化した部分というものが、総合戦略とはまた別な部分で、特化した部分というものがこの部分の中で、地方創生の中では出てくる部分があるのかなというふうに思うわけです。

国の段階ででも、いろいろな角度から、要するに言うなれば金太郎あめ的なものの部分があるわけですけども、しかしその中で先進事例でもって特化して進めて、それが良い例であればどんどん進めていくという、それは地方でもそういう部分を進めていくというような国の方向性もそういうような動きがあるのかなというふうに思うわけです。

今金においては、その特化した部分というのを、何を置くのかということをまずお聞きしたいというふうに思っております。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　まちづくり総合戦略室長、山田君。

○まちづくり総合戦略室長（山田　薫君）　お答えをいたします。

もちろんいま委員の仰った質問の趣旨の内容は私たちも考えておりますが、地方創生、人口減少を抑制する、歯止めをかけるには、特化する事業も必要ですが、やはりまんべんなく行政を考えていかなければならないと思います。子育てだったり、雇用だったり、また地域づくりだったり、それぞれが連携し、それが町としてトータルベースで進めていくことが人口減少の歯止めになるというふうに思っておりますので、いま特化する事業も審議会で審議していただいているところでございます。

意見といたしましては、いま商工会が進めている事業の、例えば高等養護学校の卒業生をこの今金町で雇用する事業に力を入れてはどうかとか、観光だったり、産業だったり、それぞれ力を入れるべきものの事業とかいろいろなご提案をいただいております。それらも踏まえた中で総合戦略の中で、どう施策としてやっていくか、それで今後どういうふうに事業展開をし、制度設計をし、予算案を決めていくか。これから段階的に決めていかなければならないものがたくさんありますが、ただトータルベースで、総合戦略で今金町の地方創生ということを考えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　上村君。

○１１番（上村義雄君）　トータルして、それは人が住んでいるわけですから、人が住むということには、いろいろなトータルした考え方が必要だということは理解するわけです。ただ、これは地方創生ということは、要するに日本全国に同じ部分で出てくるわけです。それを今金は今金として特色ある、今金はどんなことがあっても、今金

は人口減少を歯止めをかけて残っていく、そのためにはこうするのだという部分がなければ、特化したものがなければ、なかなかこれは全国的にジリ貧的に、この第２の団塊の世代、それらが過ぎていくとどうしても人口減少というのは避けられない部分になってくる。それを、人口減少を食い止めるために、島は島なりに、また農村は農村なりに、海岸は海岸なりにいろいろなまちが、それぞれのまちでもって、知恵を絞って盛んにそれを知恵を絞り合っているところだというふうに思うわけです。

ですから、基金を積むことについては、私は大いにこれからの、背中を押していくという立場から、これは必要なことだと思いますけども、その総合戦略室の中からどういうような、今金としてどういうことを進めていくのだ。これはいまこういうことがあるのだという情報提供もいただくわけですけども。しかし、それらの町民の声を活かしていく方向性ということも大事だというふうに。町民皆が力をあわせてがんばろうという意気込みに作っていける、そういう総合戦略室のビジョンであり、いま提案してくる基金を積み立てていく中で使われていく部分。これからの部分があるのだというふうにあるけども、やはりそれぞれの頭出しをしていく、特化していくという部分では、いま商工会が進めているプロジェクトが特化された部分だろうというふうに、いま室長から話がありましたけども、ただそれだけで本当に特化した形になっていくのか。私は、その部分、いろいろな人のいろいろな意見をもっと取り入れる方向性というのを、その戦略室の中で取り上げていける方向性というのを考えていいのでないかと思うのですけどもいかがですか。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　まちづくり総合戦略室長、山田君。

○まちづくり総合戦略室長（山田　薫君）　お答えをいたします。

さまざまなご提案をいまいただきました。ありがとうございます。

私共も、初めてできた室でございますので、いまは総合戦略の策定に向けて、いま全力でやっておりますが、審議委員の皆様からもご意見をいただいて、この計画の策定に力を注いでおりますし、のちほど説明いたしますが、職員からもアイディアをいただいて、それも戦略の中に盛り込んで、それをいろいろな項目立てに振り分けながら、どういった形で５年間、そして５年後を迎える今金町の人口減少に対する問題をどういうふうに解決していくのだろうという方向の定めを、いま戦略室の方でやらせていただいております。

また、これらの策定後に、来年度以降はこの策定について、どういうふうに今金町が実施していくのだということを町民の皆様に報告しなければなりませんし、その報告をしたときに、町民の皆様からもっとこうした方がいいのでないかというご意見をいただく機会も必ずあるというふうに私は考えております。

また、この戦略が５年間何も計画変更はできないのかというとそうではなくて、１年ごとに審議委員さんに評価をいただいて、本当にこれでよかったのかどうかというのを会議の中で審議していただくという場面も今後５年間の間にありますので、そういった機会を通じて、いろいろな住民の皆様のご意見をきいたり、審議委員さんのご意見を聞いたり、また庁舎内で検討し、協議していいものを作り上げていきたいと思

いますし、それを実行できるような体制づくりとして行政と町民の受け皿づくりとか協力を得ながら、今後実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　他に質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

議件２、議案第２号、今金町企業立地促進条例制定について並びに関連の今金町産業基盤整備促進支援事業についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　おはようございます。

議案第２号で提案しております、今金町企業立地促進条例につきましては、関連しまして、産業基盤整備促進支援事業に包括されますので、あわせてご説明させていただきます。

また、商工業者と農業者が対象となりますので、商工業者に関連するものをまちづくり推進課より、農業者に関するものを産業振興課よりご説明いたします。

所管が異なりますが、一緒の議案でご説明させていただきます。

資料は、総務厚生常任委員会に提出しましたまちづくり推進課の縦型の資料と、同じく別紙資料。産業振興課からも別紙資料は同じものを添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

まず、別紙資料、横型の資料です。

１ページをご覧ください。

１ページの中ほどに、本事業の目的が書かれております。

この事業の目的は、農業・商業者の後継者の育成と確保、商工業者への新規参入と起業の支援、店舗改装や設備投資などに対し、総合的かつ多角的な支援施策を展開し、地域産業の構築を図るためのものでございます。

事業展開にあたっての視点としては３点あります。

まず１点目、①、いま現在ある経営体をどう維持・継続させるかということが喫緊の課題でございますので、個々の経営体が所有する施設設備等への投資意欲や、経営向上に対する意欲を喚起することが本町の経済全体の底上げにつながるものと考えております。

更には、③に書かれておりますが、商工業者・農業者の所有財産を、個人資産ではあるものの、本町の産業全体を支える重要な資源という観点から、これについて積極的な支援を行うものでございます。

もう１つの視点として、②、従来の企業誘致はもとより、仕事の場所を選ばない企業の誘致や、新たな業を起こす人たちを目指す人たちを支援することにより、新たな経営体を生み出すことにあります。いわば、内からの世代循環、外からの人の循環という２つの循環を高め、今金町の行政課題である、地域雇用の創出、地域経済の活性化、ひいては人口減少、少子高齢化の解決につながるものと期待できます。

資料２ページ目の左の欄をご覧ください。

企業立地促進条例についてでございます。

これまでの工場誘致等に関する条例を廃止しまして、各種のハードルを下げて、新たな促進条例をしようとするものでございます。

従来、物の製造及び開発・研究施設に限定していたものを、試験研究施設、ソフトウェア施設、情報通信技術利用施設、観光施設等を加えたり、事業要件でございました、投下固定資産額５，０００万円以上を、投資額１，０００万円以上、これは土地を除く投資額でございますが、それに変更し、常時雇用者１０人以上を３人以上へ、また、町内に、移転・新築する事業者を、既存事業者で新たに開設する事業者へ拡大、いわば異業種参入ができるようなことなど、要件緩和を考えております。

支援措置といたしましては、事業所の立地補助として、固定資産税相当額を３年間助成いたします。それと、新規の常時雇用者採用に係る助成と、用地・道路・水道・排水路などのその他の支援を考えております。

２ページ、右の欄をご覧ください。

空地空家空店舗活用支援は、町内にあります空地・空家・空店舗を小売業、飲食サービス、イベントスペース、カフェなどの店舗、集客施設として活用する際の工事費、設備導入、土地建物の賃借料、雇用促進に対する支援を予定しております。

１４ページをご覧ください。

１４ページには、この空き地空き家空き店舗の活用助成の例を挙げております。

町内にあります空き店舗を改築して、新たに飲食店を開業したいという方がいた場合に、これの賃借料が月額８万円、改築費用が４００万円、設備導入に３００万円、常時雇用が２人で開業したいという方がいた場合につきまして、その右側に助成内容を書いております。

土地建物の賃借料につきましては、１年次目は４０％、２年次目は３０％、３年次目は２０％という減額になっております。

１年目を例にしますと、月額８万円、年額９６万円の４０％の補助ですので、３０万４，０００円。ただし、これには上限額がございますので、年額３６万円となります。工事費の助成では、改築費用が４００万円としますと、これも３０％でございますので、１２０万円。この場合、増改築については、上限が２５０万円、新築におきましては５００万円の助成となっております。

設備導入の助成につきましては、事業費３００万円ですから、３０％の９０万円。上限が１００万円となっております。

雇用促進助成につきましては、町民の常時雇用者１人につき、年額３０万円を３年間補助しますので、上限が９０万円です。２人を雇うとすると６０万円の補助となります。ただし、この雇用促進につきましては、１年間の実績をみたうえでの助成となりますので、初年度には助成の対象とはなりません。

３ページに戻ります。

店舗等施設改装支援は、町内の中小企業者等が所有する店舗、事務所、工場等の増

改築、修繕に対する支援です。
対象工事費５０万円以上で、その３０％を助成し、上限は１００万円とする予定です。
対象となる工事種別については６ページに掲載しておりますので、ご参照ください。
１３ページをご覧ください。
この例を２例上げております。
既存の店舗を改装したいという方がいらっしゃいまして、改築費用が３００万円かかったとしますと、これの３０％の助成によりますので９０万円。上限が１００万円です。
例の２、既存の店舗併用住宅を改装したいという場合です。
店舗部分に５００万円、住宅部分で２００万円の改装をしたいという場合には、店舗につきましては今回の産業基盤施設改装助成事業、住宅につきましては従来ある住宅リフォーム助成事業が対象となりますので、店舗につきましては５００万円の３０％で１５０万円、ただしこれは上限がございますので１００万円となります。住宅につきましては２００万円の２０％ですので４０万円、これにも上限がございますので３０万円ということで、あわせて１３０万円の助成となります。
４ページにお戻りください。
設備投資助成事業です。
これは町内の中小企業者などが経営の効率化や拡大のための償却設備の購入や、設置に係る工事費に対する助成です。対象経費５０万円以上でその３０％を助成し、上限は１００万円とする予定です。
対象設備については７ページから１２ページに、その物品を掲載しておりますので、のちほどご参照ください。
また、１３ページをご覧ください。
例を２つ上げております。
例３、農産品加工設備を導入したいということで購入代金が３００万円としますと、これの３０％補助ですので９０万円の助成となります。
例４、清涼飲料製造設備とその他食料品製造設備を導入したい。購入代金がそれぞれ２００万円、あわせて４００万円としますと、これの３０％ですので、１２０万円となりまして、上限が１００万円ですので、１００万円の助成となります。
これは導入設備と購入代金を合算して計算しております。
いま、説明しました、店舗改装と設備投資は組み合わせて活用できるようにしたいと考えておりまして、１３ページの例５がその例です。
既存の店舗併用住宅を改装して、あわせて農産品加工設備を導入したいということであれば、改装費用３００万円、購入代金３００万円、この資料で訂正がございまして、例５の設備投資助成事業と産業基盤施設改装助成事業を入れ替えていただきたいと思います。そこが間違っておりましたので、お詫びして訂正していただきたいと思います。

改築費用が３００万円ですと、３０％の補助で助成が９０万円、設備投資については３００万円の３０％ですので９０万円、あわせて１８０万円の助成となります。

４ページにお戻りください。

最後に、ワーキングステイ@いまかね実施要綱につきましてですが、これについてはコンピューター関係のベンチャー企業ですとか、グラフィックデザイナーだとかデザイン会社など、場所を選ばない企業の誘致、そして今金町には現在そういった職業がない、そして今金町に今後必要になってくるであろう働き手や起業家、移住者を逆指名して公募する制度を考えております。

いま現在、今金町ではちょっと暮らしという事業を行っておりますが、約半分はリタイヤされた方が、今金町に滞在して今金町の自然ですとかを楽しんでいただいておりますが、そういう方々も大事ですが、これからの今金町にとっては子育て世代を今金町に移住してもらうことが、人口減少対策として非常に有効であるというふうなことが考えられます。ですから、地域に仕事がなければ、仕事を持った人に移住してもらおうということの制度でございます。

ただし、いきなりそういった方々に移住してもらうというのは無理なこともあると思いますので、１か月以内を基本とした一定期間、今金町で仕事をしてもらいながら滞在してもらい、より現実的な移住の可能性を探るためのモニタリングをしたいというふうに考えております。

モニターになっていただいた方には、移住者を呼び込むための提案書を作成していただいたり、今金町の情報を発信してもらったりしたいというふうに考えております。

このモニター参加を契機として、移住及び起業希望の場合、空地空家空店舗活用支援へ誘導しまして、定住・移住していただくような方向として、パッケージとして活用することもこの事業は有効であるというふうに考えております。

これらの適用につきましては、企業立地につきましては、１０月１日より。その他の助成事業につきましては本年の４月１日に遡り適用したいというふうに考えております。

次に、これらの事業に関わるまちづくり推進課所管の補正予算についてご説明いたします。

総務厚生常任委員会資料の縦型のまちづくり推進課資料をお願いします。

４ページでございます。

７款商工費、１項商工費、２目商工業振興費、１９節負担金補助及び交付金のうち１，５７２万円をこの関連した事業に計上しております。

内訳としましては、空地空家空店舗活用支援で、工事費等の助成で１，０００万円、設備導入で３００万円、土地建物の賃借料として７２万円、店舗等改装・設備投資でそれぞれ１００万円の２００万円、その１，５７２万円を計上しております。

それと最後に説明したワーキングステイ@いまかねにつきましては、これは来年の４月からの適用を考えておりまして、９月補正ではこれに関する先進地視察と先進地から講師を呼びまして、町民向けの研修会の予定をしております。

まちづくり推進課に関連することは以上です。続きまして産業振興課より説明があります。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　産業教育常任委員会所管となりますが、関連ですので引き続き進行したいと思います。

産業振興課長、川平君。

○産業振興課長（川平秀明君）　それでは関連いたしますので、産業振興課から農林業に関する部分のみ説明させていただきます。

資料につきましては、産業教育常任委員会に提出しました別紙資料、まちづくり推進課から配られているものと内容は一緒ですが、別紙資料で説明させていただきます。

まず、関連いたしますのは、大きく分けまして２つありまして、倉庫ですとか建物の施設の改修をするものの事業。それから農業機械等の償却設備の助成をするものということになります。

３ページになりますが、産業基盤施設改装助成事業要綱（農業施設）ということでありますが、これは左側の店舗等とよく似ておりますが、主に農業関係に対する建物等の改装を行う場合の助成であります。

要件につきましては、町内に有する農業者、農業法人、農業者で構成する共同利用組合等を考えております。この協同組合等というのは具体的に考えますと、例えば米の関係の調整をしている民間ですとか、既にあります地区利用組合等、既に活動している団体のことを想定しております。

その下ですが、町内にわたり将来にわたり営農することが見込まれる新規就農者が対象となります。

対象施設につきましては、農業用倉庫、作業所、牛舎、畜舎、共同利用施設等営農に直接供する建物であります。

対象工事は増築、改築、改修工事の費用が５０万円以上のものであります。

またその下にありますが、町内業者による施工が基本となります。

ただし、それが困難な場合はこの限りではないということになっております。

支援の上限は、工事費の３０％の助成で、上限額は１００万円ということになってございます。

この具体的な内容につきましては、６ページの方にあります。

改修工事の種別ということで、左が店舗で右が農業施設となっておりますが、のちほどお目通しをお願いいたします。

それから４ページになりますが、これが農業機械等の償却資産の設備の助成となります。

設備投資助成事業ということで、これも対象者の要件は既に営農を行っている農業者、農業法人、共同利用組合等あるいは今後就農すると見込まれる新規就農者が要件となっております。

設備の内容ですが、事業に直接供する償却設備で、別紙に掲げる設備ということで７ページから１２ページまであります。

特に、農業関係につきましては、１０ページの下段の方、下から３段目、農業用設備ということで、蚕種製造設備からその他の機具ということで載っております。これは固定的に設置して使用するもののみを対象としておりますので、このような書き方になっているということになります。

戻っていただきまして、これも対象経費が５０万円以上のものを対象とすると。助成は３０％の助成で、上限は１００万円ということになってございます。

この事業を行うにあたりまして、１０ページのところで、蚕種製造設備の次に、園芸設備というものがあります。この事業を行うにあたりましては、この園芸設備を助成する場合に、既にいま行っております、施設園芸作物推進事業、ハウスの助成なのですけども、これと重複することが考えられました。今回新しくする事業につきましては、いままでの事業よりもある程度広い範囲で拡大した中で補助するという考え方がありますので、２７年度以降、こちらの方に振り替えまして、いま行っている施設園芸作物推進事業につきましては廃止したいというふうに考えております。

予算につきましても、これにつきましては当初で予定しておりました６８０万円につきましては、今回の補正予算で減額させていただいております。

また、事業の期間につきましては、４月から遡るという考え方を持っておりますので、２７年度から行おうとしている方につきましては、本事業への振り替えをしたいと考えております。

２６年度につきましては、既に事業を実施しておりますので、遡るということは難しいというふうに考えておりますが、対象者にはこの辺について十分に説明をしていきたいというふうに考えております。

１５ページになりますが、先ほど説明しましたものの例を５つ載せております。

例１、農業用倉庫を改修したい。改修費用が３００万円。例２が畜舎を増築したい。増築費用が５００万円ということであります。これらにつきましては、産業基盤施設改装助成事業で助成できるということで、例１につきましては３００万円の３０％で助成額が９０万円。畜舎を改築したいは、５００万円の３０％で１５０万円ですが、上限が１００万円ですので１００万円ということです。

例３、稲作育苗ハウス４棟を更新したい。購入代金が１００万円で４棟で４００万円。例４が乾燥機ともみすり機を更新したい。購入代金が乾燥機が２００万円でもみすり機が１５０万円ということでありますが、例の３はハウス４棟で４００万円の３０％で１２０万円、上限がありますので補助金は１００万円であります。例の４ですが、乾燥機ともみすり機ということで事業費が３５０万円ということでありますが、複数の設備を同じ年度で導入する場合は、その額を合算して申請できるというふうに考えております。ですので、２００万円と１５０万円をあわせまして事業費は３５０万円になります。それの３０％で１０５万円ですが、上限がありますので１００万円の補助というふうに考えております。

例の５ですが、乾燥機を更新したい、それに伴い倉庫も改修したいということでありますが、乾燥機の購入費が２００万円、倉庫の改修が５００万円の場合、それぞれ

設備投資助成事業で乾燥機の購入の方の２００万円の３０％で６０万円の補助、あわせまして、産業基盤施設改装助成事業で倉庫の方５００万円の３０％の上限の１００万円の補助というふうに考えてございます。

続きまして、農業関係の周知の仕方でありますけども、議会が終わりましたら、１０月上旬に、５地区あるのですが、それを中心に６カ所で説明会をしたいと考えております。

そのあと、１１月上旬には、農家個々の個別の相談といいますか、聞き取りをしながら将来的にどのように施設設備の購入や改修だとかの計画的なものを聞き取りたいというふうに考えております。

これらにつきましては、各種の計画、農協だとかの組勘ですとかいろいろなものの計画と若干の整合性を持ちながらやりたいと考えております。

また、申請についても、事前に相談を何回か受けまして、当然農協との協議も必要になってくると思います。過剰投資にはならないように、その辺の関連機関、関係する機関と調整をしながら申請を受けたいというふうに考えております。

以上です。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

日置君。

○７番（日置紳一君）　いまの産業基盤整備促進支援事業についてですけども、これ今年は補正でやるのですけども、来年以降の年次というのはもう決まっているのですか。何年間というのは。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　産業振興課長、川平君。

○産業振興課長（川平秀明君）　現在のところは、正確な年次というのは設定してございませんけども、農林業のことを言わせていただければ、５年程度はある程度の先の見通しを立てながら考えたいなというふうには考えております。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　日置君。

○７番（日置紳一君）　先ほど説明がありましたけども、今年育苗ハウスをやりたい、来年は倉庫をやりたいという、別々にやりたい場合も受け付けはしてもらえるのでしょうか。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　産業振興課長、川平君。

○産業振興課長（川平秀明君）　いま考えているのは、一事業者、農業者では一農家なるのですけども、１年度につき１００万円を上限にというふうに考えております。

ですから、例えば今年ハウスで上限の１００万円を使いましたと。来年またハウスをやりたいとか、倉庫をやりたいというのはまた別の年次だという考え方を持ちますので、そういうやり方は可能だというふうに考えます。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　上村君。

○１１番（上村義雄君）　産業基盤整備促進の商工会、また農業関係についてのいろいろな幅広いこういう助成処置をとりながら、人口減少を食い止めようという施策につ

いては評価するものであります。この部分が全てではないでしょうけども、これからの部分で大いにそれを活用できるような方向性というのはいいのかなというふうに感じております。

また、農業関係の部分でこの目的そのものがいまの農業者そのものを減少を食い止めようと、そして継続してやっていくようにしようという意向でやっていることもそれは評価するわけでございます。

ただ、要するにこれは国営基盤整備とあわせながらの部分で大きな人口減少が懸念される部分があります。ただ、そこでこういう処置を取ってなんとかきていただけるような方向性がないかという部分も懸念されて、こういう処置を講じたのであろうというふうに理解するわけですけども。

ただ、もう一方で、道の新規就農者に対しての処置は、これはこの部分の産業基盤整備促進事業については、これは今金町独自のものであって、道は道としての事業をそのまま活用できるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　産業振興課長、川平君。

○産業振興課長（川平秀明君）　いまの事業の内容につきましては、ほかの事業とは競合させないといいますか、例えば機械なんかの場合に、ほかの事業でこの補助金の対象になった場合は、そのものに対しては対象にしないというふうに考えてございます。

いま質問にありました、道の助成等につきましては、直接的な機械というものがあまり対象にならないので、道の事業については重複することはあまりないのかなというふうに考えてございます。

どちらかというと、青年就農給付金ですとか、お金として出すというものが、北海道・国の事業が多いと。新規就農者に対してはそちらの方が多いというふうに考えてございます。

それ以外に機械だとかの補助があります。これにつきましては、先ほど述べました通り、同じ機械の補助対象となる部分については重複させないというふうに考えております。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　上村君。

○１１番（上村義雄君）　同じ状況で同じ部分については、道と町とをリンクさせないで削除するということでしょうから、それは当然あれだろうと思うけども。

１つの例を挙げれば、その新規就農の部分で人がここに定住するということに対しての人的な部分は道の方で助成しているわけですからいいわけです。それに関連して、要するに倉庫と作業場等を道の資金を利用してあれするという部分について、今度それに対して道辺りは５０％くらいの助成でやっているというふうに思っているのですが、私は数字的な、パーセント的なことは定かでないのですけども、それらの部分は道の方も対応をしているというふうに理解しているわけですよ。

１番今金の中でもって、リンクさせないでどうのこうのというよりも、私の言いたいのは、要するに、農家の方が７０代以上になっている方で、そこをそっくり新規就農で入れる人がいれば、要するにそこのうちの経営している７０代の人がその新規就

農者に営農指導をしながらそこに入って一緒にやって移行していくと。そうすることが農家人口が減らないで年代・世代交代ができるという部分があると思うのです。そういったことに対しても、やはりＰＲの仕方、そして新規就農に向けての道の予算的な部分も含めてここに新たな農業者が生まれるような方向性ということも、いまのこの整備事業に絡めながら検討されてはいかがかと思うのですけども、いかがですか。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　産業振興課長、川平君。

○産業振興課長（川平秀明君）　いまのご質問でありますけども、農家後継者ではない方が農業をやる場合の支援策というふうに捉えたのですけども、それにつきまして、現在、町単独でやっている事業につきましては、就農奨励金ということで、就農してから５年後に３００万円交付するというものが既に制度として町単独事業としてあります。それ以外につきましては、先ほど言いました国の支援策ですとかがありますので、その辺で対応するしかないのかなというふうに考えてございます。

それと当然そういう方が、農家の居抜きという状態だと思うのですけども、そういった場合に、例えばそこで倉庫を改修するだとか、機械を入れ替えるだとかいう場合には、当然いま説明しましたこの新しい事業でやっていただきたいというふうに考えております。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　上村君。

○１１番（上村義雄君）　いまの今金として、新規就農に向けた対応の部分で、もっとＰＲをして今金にきてもらえるような、だんだん減っていくという寂しい話ばかりでなく、そういう入ってきてもらえるような、こういういい所がある、こういう部分ができるよ、そのかわりずっとここで頑張ってもらうよというようなＰＲをいろいろな角度から進めていただきたいと思いますけども、町長はそういう部分での思いがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　本当にいろいろな意見ありがとうございます。

先ほど、前段の条例の中で上村委員のご質問があったわけであります。今金町のまち・ひと・しごとの部分の中での特化した部分はないのかという言葉があったわけでありますけども、これは非常に難しい言葉で、町長方もいろいろなところに出向いて仲間とよく話すのですけども、これというものはなんだと。１つに絞ったら何なのだと。難しいですよねという言葉を出しているのですね。今金町にとって、地方創生の戦はなんだという問いかけも、私にもあるわけでありますけども、非常に１つに絞り込むのは難しいだろうと。

ただ、今金戦略の中での私の基本的なスタンスというのは、庁内の課長会議等でもきちんと述べているわけでありますけども、その中には柱立てがいくつかあるわけでありますが、基本的にはこのまちで生活し、暮らしていける環境をどうつくるかと。基本ベースは何よりも所得を得て、子どもを育て、その育った子どもに戻ってきていただいてつないでいくという形が最も望ましいあり方だろうと。そのベースとして、もう１つは、そういう子どもがまちに戻ってきて大人になってまた子どもを育てると

いう循環も必要でしょうけども、もう１点は、新たな方の算入を含めてまちをつないでいくということを考えた場合には、私は雇用というものが、働く場所、農業を含めてそうですけども、大きな基本ベースになるだろうという思いを、この間に伝えてきておりますし、各課もそれらに向け対応・対策として、きょうの説明している中にもずいぶん反映していただいているわけであります。

そういう一環としてなんとか行政として後押しできる環境作づくりができないかと。いまはあくまでも設備投資という部分の説明になるわけでありますけども、そのベースはいま委員が仰ったように現在がんばっている方々、これからがんばろうとしている方々、新たにきていただいて努力をしようとしている方々に対する１つのベースづくりではないかなと思っております。

決してご意見がずれているわけではないと思っております。そういうことを総合的に参酌しながら、受け入れ態勢をどう取っていくかということであるわけでありますから、いま言ったように、ただ単にいまはこの設備投資等々を含めた支援体制になるわけでありますけども、新規という方のベースを視点を置くとすれば、また新たな形の中で設備投資だけの問題ではないと思いますし、先ほど言ったような居抜きの問題もあるだろうし、入ってくることによっての、どういう支援体制が取れるかと。そのための事前の研修の機会をどう与えるかということも大変大きな要素になるだろうと私は思います。そんな簡単なものではないと思っております。後継でも大変なのに、改めて新規でくるなんていうのは、大変な環境になるわけでありますから、その辺の支援体制というのは別立てできちんと向かい合っていかなければいけない課題だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　質疑を終わります。

議件３、議案第３号、今金町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　お疲れ様でございます。

本件につきましては、総務財政課長補佐の方から説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　総務財政課長補佐、岸君。

○総務財政課長補佐（岸　貴之君）　おはようございます。

私からは議件３、議案第３号、今金町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明させていただきます。

まず、今回配布させていただいた合同委員会資料と、総務財政課提出の常任委員会資料のご用意をお願いいたします。

まず、マイナンバー制度全体の概要につきまして、合同委員会資料に沿ってご説明いたします。

資料１ページをご覧ください。

この資料に関しましては、１０月１週目の回覧で、各戸配布を予定している資料となります。

また、マイナンバー制度につきましては、昨年９月定例会、合同委員会で総務厚生常任委員会所管分として概要説明させていただきました。

また、町民の皆様への周知ということで、町広報紙において８月号、９月号にマイナンバーに関する情報を掲載し、今後も広報紙や回覧などで情報の周知に努めて参りたいと思います。

まず、資料１ページの、マイナンバー制度とはということで、３つの柱を掲げております。

１つ目は、公平・公正な社会の実現（所得や行政サービスの受給状況を把握し、必要な人への支援を行う）

２つ目は、行政の効率化（作業の重複などの無駄の削減）

３つ目は、国民の利便性の向上（行政手続きの簡素化）となってございます。

まずは、社会保障（児童手当や雇用保険）、税（年末調整や確定申告）、災害対策（被災者台帳の作成）の各分野で運用を始めます。

具体的には、児童手当の申請時、１月１日に今金町に在住していないと所得証明書の提出が必要だったものが、必要がなくなるなどの利便性の向上が考えられております。

次に、いつからスタートかということで、平成２７年１０月から通知カードの郵送により個人番号が通知されます。その後、平成２８年１月から個人番号カードが交付されます。通知カードにつきましては、税務住民課提出の常任委員会資料４ページに通知カードの見本が掲載されておりますので、のちほどご覧ください。

個人番号が掲載された通知カードに関しましては、１０月中旬以降、順次各家庭に簡易書留により届くこととなっております。

なお、この初回の通知カードの発送に限り、１つの封筒に世帯全員の通知カードが同封されております。

通知カードが国民全員に交付されるのに対して、個人番号カードの交付は希望者に対してのみ行われます。

次に、個人番号についてですけれども、個人番号は１０月５日に各市町村に居住している方の住民票コードを基に作成され、大人も子どもも１２桁の個人番号が付番されます。また、原則として死亡後も番号は変わりません。

例外としては個人番号の盗用や、流出などの事態の場合には変更を行うことが想定されています。

個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示されます。それらには個人番号カードに組み込まれるＩＣチップの中に記録されます。

個人番号カードにつきましては、こちらも税務住民課提出の資料の５ページ右側に見本が掲載されておりますので、のちほどご覧ください。

また、個人番号カードは、パスポートの取得等において身分証明書として用いることができます。なお、通知カードにつきましては、身分証明書として用いることはできません。

以上で、追加資料に基づき、マイナンバー制度全体の概要の説明を終わります。

続きまして、総務財政課提出の常任委員会資料の１ページをご覧ください。

今金町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について。

改正内容といたしまして、平成２７年１０月５日から国民一人ひとりに付番される個人番号（マイナンバー）を含んだ個人情報（以下「特定個人情報」という）の取扱いに関する規定の整備のため、所要の改正を行うものでございます。

まず最初に、用語の説明をさせていただきます。下段、資格で囲まれた部分です。

個人情報とは、氏名、生年月日、その他の情報により、特定の個人が識別され得る情報のことをいいます。

特定個人情報とは、上記に加え、１２桁の個人番号（マイナンバー）を情報のことをいいます。

目的外利用とは、実施機関内部又は実施機関相互において、個人情報を収集した目的外に利用することをいいます。実施機関とは、今金町でいうところの町長部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会などになります。実施機関内部での目的外利用の具体例として、総務関係部局課が報酬支給目的で収集した個人情報を、同じく総務関係部局課が雇用保険加入申請目的で利用することなどが挙げられます。また、実施機関相互での目的外利用の具体例としては、福祉関係部局課が福祉目的で収集した個人情報を、教育委員会が教育目的で利用することなどが挙げられます。

外部提供とは、個人情報を実施機関以外のもの（特定個人情報にあっては、当該特定個人情報を有する実施機関以外の実施機関を含む）に提供することをいいます。具体例として、総務関係部局が報酬支給目的で収集した個人情報を、国や他の自治体に提供することが挙げられます。

これらを踏まえ、資料の①の個人情報保護条例第８条の改正につきましては、個人情報の目的外利用及び外部提供を制限する規定を、個人情報と特定個人情報の場合を切り分けするための改正となってございます。これは、特定個人情報の目的外利用については、通常の個人情報よりも更に厳格に法律で制限されており、利用、提供の制限についても相違点が多いことから、このような改正となってございます。

個人情報を目的外利用及び外部提供できる規定につきましては、第８条第２項第１号から第６号に該当する場合となっており、本人の同意があるときや法令等の規定に基づくとき、出版、報道等により情報が公にされているときなどがございます。

特定個人情報を目的外利用及び外部提供できる規定につきましては、第８条第３項に該当する場合及び番号法第１９条の規定による場合となっており、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合。例としては、事故で意識不明の状態にある者に対する緊急の治療を行うにあたり個人番号でその者を特定する場合などと、番号法で規定されている地方税法に基づく国税連携及び地方税連携を始め法律で規定さ

れた以外には利用・提供ができないこととなっております。

②の改正でございますけども、個人情報及び特定個人情報の収集、利用、応用について規定に違反しているとき、情報の削除、利用もしくは外部提供の中止を請求できることとなっており、先ほどの説明と同様、個人情報と特定個人情報については、制限や相違点が多いことなどから、情報の削除、利用もしくは外部提供の中止を請求できる規定については、こちらも個人情報と特定個人情報の場合を切り分けするための改正となってございます。

個人情報の外部提供の中止を請求できる規定につきましては、第２０条の２第２号で規定しております。これは利用及び提供の制限に違反して、外部提供されているときを謳っております。

特定個人情報削除、利用もしくは外部提供の中止を請求できる規定につきましては、第２０条の２第１号、第２０条の３で規定してございます。こちらは収集の制限の規定に違反して収集されているとき。利用及び提供の制限の規定に違反して利用されているとき。適正管理の規定に違反して保有されているとき。番号法２０条の規定に違反して収集しているときを謳っております。

その他の所要の改正につきましては、第１５条第２項中の青年後見人を代理人に改める。第２８条中の行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）を行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に改めるなどの改定でございます。

以上、総務財政課提出の、今金町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

ないようですので、質疑を終わります。

議件４、議案第４号、今金町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

税務住民課長、西君。

○税務住民課長（西　勝明君）　ご苦労様です。

税務住民課からは、議案第４号、今金町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定につきまして、提出資料に基づきまして、課長補佐より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　税務住民課長補佐、中里君。

○税務住民課長補佐（中里英明君）　おはようございます。

税務住民課からは、議件４、議案第４号、今金町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明させていただきます。

本日配布させていただきました合同委員会資料、税務住民課提出の常任委員会資料のご用意をお願いいたします。

税務住民課では住民の皆様に個人番号が付番されたのちの、個人番号カード申請手続きの概要について合同委員会資料に基づいてご説明いたします。

始めに、合同委員会資料２ページをご覧ください。

基本的な申請でありますが、申請方法の①で、通知カードとともに送られてくる交付申請書に記入し捺印、写真を貼付して封筒で郵送し申請を行う方法があります。こちらはご自宅にて申請が可能です。

パソコンやスマートフォンをお持ちの方は、申請方法の②のとおり申請することも可能です。

申請方法の③についてですが、こちらは今金町独自のサービスとなっております。役場内に申請窓口を設置し、ご高齢で独自で申請が困難な方など申請手続きのお手伝いを行いたいと考えております。また、写真をご本人で用意することが難しい方などについても無料で写真撮影を行う予定です。

交付方法でありますが、平成２８年１月以降、交付準備ができた旨の通知を住民の皆様へ郵送を行い、来庁していただいた際に本人確認書類でチェックした上で、個人番号カードが発行となります。その際、通知カードは返納していただきます。当初の個人番号カードの交付手数料は無料です。なお、申請時来庁方式という、役場で申請時に本人確認を行い受け付けた場合においては、後日、個人番号カードが郵送されることとなっております。

２つ目の米印についてですが、紛失や汚損等により再発行が必要となった場合には、通知カードが５００円、個人番号カードが１，０００円の手数料がかかりますので、各カードは大切に保管願います。

以上で、窓口における個人番号カード申請手続きの説明を終わります。

最後に、下段のマイナンバー制度に便乗した詐偽にご注意くださいの欄でありますが、町民の皆様に対して注意喚起に対する掲載をさせていただいたところであります。

続きまして、今金町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

総務厚生常任委員会資料の１ページをお開き願います。

１．改正の趣旨については社会保障・税番号制度の導入に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という）に基づき交付する個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を制定するため、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

２．改正の内容については、個人番号通知カード、個人番号カードのいずれのカードについても紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合等の再交付に係る手数料を新たに制定するものです。

（１）個人番号通知カードの再交付に係る手数料を１枚につき５００円とする。

（２）個人番号カードの再交付に係る手数料を１枚につき８００円としようとするものであります。

３．施行期日でありますが、（１）個人番号通知カードは平成２７年１０月５日から、（２）個人番号カードは平成２８年１月１日から施行いたします。

改正の詳細は、新旧対照表にてご覧ください。

続いて資料の４ページから５ページをお開き願います。

社会保障・税番号制度の概要についての左側の部分につきましては、先ほど総務財政課がご説明しましたので割愛させていただきます。

このマイナンバーに関わる、当課、戸籍年金グループでの事務分掌ですが、資料の右側の部分で説明いたします。

１０月から随時、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを記した通知カードが、見本のとおり町民の皆様に郵送されます。

当グループでは、転入や転居で住所に変更があった場合に、正しい住所を記載する事務を行います。

また、紛失、汚損した場合においては、通知カード再交付手数料を納入していただき、手続きを行うこととなっております。

次に、５ページ右上の四角に囲まれた個人番号カードに係る事務についてであります。

見本の顔写真付きの個人番号カードについては、本人の希望申請に基づき交付されますが、その個人番号カードの交付を行う際には、戸籍窓口で本人確認を行った上で、個人番号カードが交付されます。

また、通知カードと同様に住所変更があった場合の手続き、紛失、汚損の際の再交付手続きを行います。

以上で、税務住民課からの説明を終わります。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

質疑を終わります。

１０時２５分まで休憩いたします。

休憩　１０時１８分
開議　１０時２５分

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　休憩を閉じ、開議します。

議件５、報告事項、今金町人口ビジョン（素案）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

まちづくり総合戦略室長、山田君。

○まちづくり総合戦略室長（山田　薫君）　それでは、まちづくり総合戦略室から提出しております、まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョンについてご説明いたしますので、資料の方をお手元にご用意をお願いいたします。

資料の説明については、各項目のポイントを説明いたしますのでよろしくお願いい

たします。
それでは、１ページをお開きください。
１ページは、人口ビジョン策定の背景と目的であります。
国の「長期ビジョン」は日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、５０年後に１億人程度の人口を維持することを目指して、今後、取り組むべき将来の方向を提示するものです。
（３）人口の現状です。
今後、加速度的に人口減少が進み、人口減少は地方から始まり都市部へ広がっていくと試算されております。
地方は、若い世代が東京圏へ流出する「社会減」と、出生率が低下する「自然減」により、都市部に比べて数十年も早く人口減少を迎えると予測されております。
２ページをお開きください。
２ページについては、下段の表でございますが、２００８年、１億２，８０８万人で概ねピークとされており、その後、２０１３年には１億２，７３０万人。その後、２０６０年には、８，６７４万人。２１１０年には４，２８６万人になると推計をされております。これは国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研というところが試算しております。
３ページですが、出生数・出生率の状況でございます。
第１次ベビーブーム、のちに長期的に減少し続け、平成２５年には最低の出生率でございます。出生率が１．４３で、人口を長期的に一定に保てる水準の２．０７を下回る状態が約４０年間続いております。
次に４ページは、都市と地方の人口移動からみる人口減少です。
５ページをお願いします。
５ページについては、地方から人口が流出され、地方では低出生率になっております。同時に３大都市圏、特に東京圏では住居環境や子育ての環境の悪さ、地域での孤立などの問題から、出生率が地方と比べて低くなっており、結果、日本全体において人口減少が加速している状況にあります。
６ページをお開きください。
６ページについては、北海道の人口の現状についてであります。
北海道の総人口は平成７年をピークに減少を続けており、平成２２年現在では、平成７年度比３．３％減となっております。
年齢３区分別人口の推移を見てみると、年少人口は減少し続けておりますが一方で老年人口は増加し続けております。
次に、８ページお願いします。
８ページについては、今金町の人口ビジョンの位置付けでございます。
本町の人口減少の克服と将来の発展・繁栄のため、国の長期ビジョンの趣旨を踏まえて人口の現状分析を行い、人口問題に関する町民の認識を共有し、目指すべき将来の方向と人口の展望を示すことを目的として、人口ビジョンを策定いたします。

国の人口ビジョンの期間を踏まえて、対象期間は平成７２年までとしております。中間で２０４０年に、中間目標としております。

９ページをお願いします。

９ページは町の総人口の推移でございます。

本町の総人口は減少傾向にあり、平成２２年現在の総人口は、昭和３５年と比べ６，２５３人、５０．３％減少している状況になっております。

１０ページをお開きください。

１０ページは町の人口構造の推移でございます。

年齢３区分別人口の推移をグラフ化しております。

青が年少人口、赤が生産年齢人口、グレーが老年人口となっております。

１１ページは、人口ピラミッドでございます。

本町の人口を人口ピラミッドで見てみますと、特に２０歳から２９歳の層の人口が少なくなっております。これは、進学や就職の際に町外へ転出した影響によるものと考えられ、人口減少対策として若年層の転出抑制対策も重要となってきていると考えております。

１２ページをお願いします。

１２ページは、町の人口動態の推移でございます。

青が出生、赤が死亡、グレーが転入、オレンジが転出ということを折れ線グラフで示しております。

１３ページについては、町の人口増減数の推移でございます。

各年度減少傾向にありますが、平成２４年では１６３人の減少と最も多くなっております。

１４ページをお願いします。

１４ページは、今金町の合計特殊出生率の推移でございます。

１．５７から、近年では１．３９。現状を維持する２．０７よりはるかに少なくなっております。

下段は出生数の推移でございます。

１６年ごろからはほぼ横ばいで、３５人から４０人前後で推移しております。

次に、１５ページは、年齢階級別の人口移動分析でございます。

本町では１５歳から１９歳が、２０歳から２４歳になるときに大幅な転出超過となっております。

先ほど申しましたとおり、大学への進学や就職に伴う転出の影響と考えられます。

一方で生産年齢世代では転出超過ではあるものの大幅な動きはないため、基幹産業である農業従事人口に関しては安定していると言えます。

飛びますが２０ページをお願いします。

２０ページは、今金町の将来人口推計と分析でございます。

社人研と日本創生会議による本町の人口推計によると、２０４０年の総人口は、社人研の推計で４，０６５人、日本創生会議の推計で３，８８１人となっており、この

まま人口が減少していくと２０６０年には、２０１０年と対比しますと５３．５％の人口が減少すると予測されております。

２２ページをお願いします。

２２ページは、全国の人口減少段階と、２３ページの今金町の人口減少段階を比較したものでございます。

２２ページが全国の人口減少段階。

２０６０年には第３段階、老年人口減少と年少・生産年齢人口が減少されると予測されておりますが、本町では全国よりも３０年も早く、２０３０年には第３段階に入っていくと予測されております。

次、２４ページをお願いします。

総人口の推計とシミュレーション分析でございます。

社人研推計をベースとしたシミュレーションとしては、合計特殊出生率が人口置換水準の２．１％まで上昇した場合と、シミュレーション２では、合計特殊出生率が人口置換水準の２．１％まで上昇し、かつ人口移動がゼロで維持推移した場合の人口推計を実施いたしました。

シミュレーション１は赤、シミュレーション２がグレーでございます。その結果、２０６０年には人口減少対策の有無により人口に１，０００人の差が生まれるということで推測をしました。

これにより、将来の人口に及ぼす人口動態の影響度については、今金町では自然増減の影響度が３、社会増減の影響度が２となっております。この分析から、出生率の上昇など自然増減の増加を図る施策を進めることで５から１０％程度の転出抑制など、社会増減の増加を図る施策を進めることで０から１０％程度、社人研の推計よりも今金町の将来人口が増加する効果があると予測しております。

次に、２８ページをお願いします。

２８ページについては、今後の目指すべき将来の方向について掲げております。

下段から４行目でございます。

シミュレーション人口推計の分析から、今金町においては社会増減よりも自然増減の方が人口に与える影響度が高くなっており、転出抑制、転入促進などの社会増対策だけではなく、出生率の上昇や子育ての支援策など、自然増につながる施策に取り組むことが特に重要と考えられると課題の整理をさせていただいております。

２９ページには、将来の方向性でございます。

転出の抑制と転入の促進などの社会増、結婚、出産、子育てなどの自然増の増加を実現するための施策に取り組み、第５次今金町総合計画にある、確かな地域力を育み、確かな安心力、確かな人間力、確かな産業力のある今金町を将来にわたって維持するため、目指すべき将来の方向として以下の４つの基本方針を定めることにしております。

基本方針１．今金町における安定した雇用を創出する。２．今金町で安心して暮らせる環境を創る。３．今金町で安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

４．今金町で育ち、輝く地域人を育成すると基本方針を定めております。
３０ページお願いします。
３０ページについては、人口の将来展望でございます。
国の長期ビジョン及び本町の人口に関する推計や分析、調査などを考慮し、本町が目指すべき人口規模を展望し、合計特殊出生率の上昇や社会増を図ることで、平成７２年、２０６０年に人口規模３，８００人以上を目指すこととしております。
３１ページはその推計に基づく将来的な展望をグラフ化したものでございます。
緑の年少人口割合が上昇し、生産年齢人口も上昇するという形で展望をしております。
以上が、簡単ではありますが、今金町人口ビジョンの説明であります。
よろしくお願いいたします。
○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　説明が終わりました。
ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。
質疑を終わります。
議件６、報告事項、今金町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）についてを議題とします。
理事者の説明を求めます。
まちづくり総合戦略室長、山田君。
○まちづくり総合戦略室長（山田　薫君）　引き続き、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご説明いたします。
先ほど説明いたしました人口ビジョンを踏まえて、これを実施するにあたり総合戦略を定めております。
１ページをお開きください。
１ページについては、総合戦略の目的と背景でございます。
しごととひとの好循環、それを支えるまちの活性化を目指していくこととしております。
次に、２ページをお開きください。
２ページについては、総合戦略の政策５原則といたしまして、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を国の総合戦略に基づき掲げており、その趣旨を踏まえて効果的に施策を推進することにしております。
３ページの５ですが、効果の検証と改善についてということで、今回、今金町総合戦略を策定いたしますが、今後、具体的な施策の実施、それに伴います成果の客観的な検証、また施策の見直しや戦略の改定など、このＰＤＣＡサイクルを一連のプロセスとしていくこととなっております。
次に、４ページをお願いします。
４ページについては、今金町の人口についてでございます。
これは、国、北海道、今金町の人口を掲載しております。
５ページをお願いします。

５ページは今金町の特性と施策の視点について掲げております。
優れた自然環境と生産環境が保たれている。
２つ目に、農業を基幹産業として安全で安心な農作物生産を進めている。
６ページをお願いします。
次に、安全な環境のもと安心して住まえる。医療・福祉・教育サービス機能が保たれている。協力意識と行動力のある町民ということで整理をさせていただいて、それぞれ特性と背景、それに伴います今後の施策展開の視点について掲げております。
７ページについては、今後の今金町のまちづくりの課題を整理させていただいております。
課題１といたしましては、人口減少対策。課題２、雇用の確保対策。課題３、所得の確保対策。課題４、生涯プランの構築対策。課題５、今金町のイメージアップ対策として整理させていただいております。
次の８ページからは、先ほど説明いたしました人口ビジョン達成に向けての説明書きでございます。これが８、９、１０、１１ページと、ご説明したものを戦略の中に盛り込んでおります。
１２ページについては、人口ピラミッドでみる将来人口の人口構造でございます。
２０６０年、平成７２年の推計では左下のようになるのですが、それを右側の町の目標将来人口ピラミッドとしては、こういった形のピラミッドを目指していきたいということで掲げております。
次、１３ページは、この総合戦略の基本コンセプトでございます。
本町の魅力を活かし、安心して働き、子育てができ、住み続けられるまちの実現のため、福祉と産業をマッチングさせる仕組み構築など人口減少対策に直結するアイディアを絞り込んで総合戦略の重点施策を進めていくこととしております。
１４ページをお願いします。
１４ページは、人口ビジョンを達成するための基本目標として４つ基本目標を掲げております。
目標１．今金町における安定した雇用を創出する。目標２．今金町へ新しいひとの流れをつくる。目標３．若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。目標４．地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。この目標を掲げて、戦略の施策を組み立てることとしております。
１５ページは、いままでご説明をいたしましたイメージ図を掲載しておりますので、のちほどご覧願います。
１６ページについては、基本目標の施策別を掲載しております。
基本目標１の安定した雇用創出をするといたしましては、１番、基本とする目標、２番、講ずべき施策に関する基本的方向、３番、具体的な施策を掲げております。
主なものを説明いたしますが、障がい者が地域や産業の担い手としての活躍の場づくり。地域の特性を活かした多様な産業連携によるものづくりの産業の振興。農林業における新規就農の促進など、以下の項目を具体的な施策として掲げております。

１９ページお願いします。

１９ページは、基本目標２．今金町へ新しい人の流れをつくる。

（１）で基本とする目標、（２）講ずべき施策に関する基本的な方向、（３）で具体的な施策ということで、町の拠点施設の整備による町の顔づくり。観光資源の発掘と地域・特産品の活性化。以下６つ項目立てをしております。

２２ページをお願いします。

２２ページについては、基本目標３．若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

（１）では目標、（２）では基本的な方向、（３）具体的な施策においては、積極的な結婚支援や社会機運の醸成を図る。町の特性を活かした子育て支援の推進。教育環境の整備による教育力の向上と掲げております。

次２５ページをお願いします。

２５ページについては、基本目標４．地域をつくり安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。（１）目標、（２）基本的方向、（３）具体的な施策。独自の自然・歴史資源の発信による地域の魅力向上。若者まちづくり活動支援。現在の生活基盤の維持のための支援の実施などを掲げております。

以上のとおり審議会のご意見・ご提言を反映し、また職員からのアイディアの提案を基に、戦略の素案として取りまとめたところであります。

今後については具体的な施策の更なる審議、また黒丸で表示しております重要業績評価指数、いわゆるＫＰＩというものですが、これを関係各課と協議し設定していきたいと考えております。

簡単でありますが、以上で総合戦略のご説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

山崎君。

○１０番（山崎　仁君）　それぞれ大変な課題を持った中での取り組みになるかと思うのですけども、これ５年後の基本目標ということで設定をしながら進んでいくということであります。総合計画との整合性を持ちながら、これらをどう具体化していくか。いわゆるＰＤＣＡサイクルというのが載っています。これがかなり重要になってくると思うのですけども、具体的に総合計画との整合性のとり方、それからいわゆるここでいうＰＤＣＡがどのようにやっていくか。それをどういうふうに実行していくかということをおたずねいたします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　まちづくり総合戦略室長、山田君。

○まちづくり総合戦略室長（山田　薫君）　お答えをいたします。

いまの総合計画も後期計画策定はしておりますが、前期の評価ということでいま審議委員の皆様にご審議をいただいております。その評価を基に、今後の５年間の総合計画になっております。

その中には、町民の取り組みの評価、これからの課題、また行政のこれまでの評価、これからの課題というものを、総合計画は５年ごとですので、その５年ごとに評価、文言の整理をさせていただいて、その時代にあった背景について、次の総合計画を策定するということにしております。

また、いまご説明いたしました戦略においては、これは２７年度から３１年度までの総合戦略でございます。もうこの総合戦略というのは、まちとしては進んでいるということ、それはもう全国的にですが、それを基に１つ１つの戦略の目標に伴う、その目標を実現するために、これから制度設計だったり、新しい事業展開だったり、またいま実施している事業の拡大・拡充だったりというものをいま庁舎内で検討するところでございます。

それを踏まえて、いま有識者会議で議論しておりますが、いまは策定段階でありますが、今後は策定した計画に基づいてどういう事業展開をして、どういう効果があるのだということを１年、１年評価をさせていただきたいというふうに考えておりますし、その旨、審議委員さんには説明をさせていただいておりますので、それは了承を得ておりますので、そういったスケジュール感でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　山崎君。

○１０番（山崎　仁君）　まちの最上位計画というのは、総合計画でそれはもう変わらない話です。

この総合戦略がベースになっていくのだろうなというふうに思うのですよ。ですから、５年間とは言いながら、毎年実行しながら、それを検証していくというのは、それは当然必要なことだし、１番大事なのは町長の任期が４年という中での５年後の目標です。具体的にどう取り組んでいくかというのが、非常に重要な意味があると思います。その辺で、決意でもあればしっかり伝えてもらいながら、この戦略、それから議会等も一緒になって進むということが必要だと思いますがいかがかお伺いいたします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　まちづくり総合戦略室長、山田君。

○まちづくり総合戦略室長（山田　薫君）　もちろん、いま委員の言ったご意見というのも、私たちも心に思うものがあります。実際の職員間で、原課で制度設計し、提案するものもありますが、もちろんその時々で町長、副町長、教育長が政策を実施する、展開する提案があるという指示をいただくというのは必ずあると思います。それに基づいて議会の皆様とご審議をいただきながら、ご協力をいただきながら、また町民の皆様にご協力をいただきながら。この戦略を実施するにあたりましては、行政だけではできないというふうに私は思っております。やはり町民の協働だったり、皆様の協力がなければ、この人口減少問題に歯止めをかけるような施策展開だったり、行動だったりというのは起こせないと私は思っておりますので、そういったことを、これから戦略室が中心となって、町長、副町長、教育長といろいろな指示をいただきながら、住民、議会の皆様にいろいろなご意見をいただき、そしてまた町民からもいろいろな

ご意見をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。
○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　他にありませんか。
上村君。
○１１番（上村義雄君）　総合戦略ということは５年を目指しての、実施している部分と、これから実施する部分との部分をだしていただいたわけですけども、このあれの中で２２ページに、基本目標を制定しているわけです。これは、非常に５年間という限られた期間でもってどれだけ上げていくかという部分では、なかなかノルマがあり厳しい状況の中でこれをあれすると大変だろうなというふうに私自身感じるところでございますけど。
この中で、若い世代の結婚、出産、子育てという部分では、是非必要なことであり、また今金は特化してシングルマザーでもＯＫというふうに受け入れる体制がきちんと整えば、人口減少が少しでも留まるのかなという思いがあるわけでありますけども、それとあわせて、子育て等に関わる、子育てする人方の将来教育の中にも入ってくるのでしょうけども、その子どもを教育するというのはもちろんですが、それの親、例えば具体的な例でいいますと、今金の人が都市に出られて、結婚して離婚されて子どもを連れて今金に戻って来られる、そういう方は、私はＯＫだと思う。人口が増えるという面では。それに対しての、子どもの子育ての部分での、認定こども園だとかそういう部分での、今金としては充実させてきていただいている。学童保育所等も充実させていただいている。それにあわせて親御さんに対しての教育というか、そういう部分も私はフォローする意味で必要かなというふうに思うわけですけども、そこら辺りも検討されて話し合われているかどうか、また今後の部分でそういう部分が具体的にあればどういう対応をしていかれるのかお聞かせいただきたい。
○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　まちづくり総合戦略室長、山田君。
○まちづくり総合戦略室長（山田　薫君）　前段のここ５年間での事業展開のという話がありましたが、今回素案として提案させていただいた中でもいろいろと審議委員会で、ご意見もいただいております。それも踏まえて、きょういただいた議員に皆様からのご意見も踏まえて、また庁舎内の文言整理等々もございますから、それを取りまとめて１２月には成案として提案をさせていただきます。その中で、戦略に基づくすべての事業計画が、新規の事業だけではないということでご理解をいただきたいと思います。既存の事業も実施しておりますが、それも人口減少対策として戦略の中に盛り込みますので、すべてこれが新規事業に全部羅列されていくのだということはないということでご確認をいただきたいと思います。
それから、先ほど具体的に教育環境のことが出ましたけども、私が答弁するのか、ちょっとわかりませんけども、２２ページ２３ページにおいて、いろいろな子育て支援の妊婦健診だったり、いろいろな健康相談の強化だったり、２３ページには教育環境の整備による教育の向上ということで、教育指導体制、家庭、地域の教育力向上ということで教育環境の充実に努めるということで、まずは具体的な施策として文言の整理をさせていただいております。これを基に、教育委員会だったり保健福祉課との

連携を基に事業を進めていくということで今後のスケジュールとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　他にありませんか。

質疑を終わります。

議件７、報告事項、せたな大里風力発電事業の今金町送電線計画の経過についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　この件につきまして、前段で資料の提出をしておりますけども、１ページ目の中に１、２、３という数字を付けながら、それぞれの項目でこれから報告をするわけでありますけども、１につきまして私の方から、前段で話をさせていただいて、現況の私の見解についても述べさせていただきたいと思います。

少し長くなりますけども、お聞きいただきたいと思います。

せたな大里風力発電事業の今金町送電線計画に伴う町有地借地要請の報告でありますが、これまでの経過と今後の対応について現時点での考えを報告いたします。

対象町有地は５５年間運行された国鉄瀬棚線が昭和６２年３月１５日で廃止となり、その後、国鉄清算事業団との売買が成立し、平成９年３月２５日に町有地として登記されたところであります。町有地の管理と利活用は行政運営の懸案事項でもあります。

そういう中で、国鉄跡地における雑草が田畑に飛散し、難儀しているとの地先からの除草の要請の声も上がったところであります。特に平成１２年頃には、害虫アワヨトウが大量に発生し、町として駆除対策として除草した経過があるわけであります。

それを契機に種川、神丘自治会を通じて、地区の協力を要請し、平成１３年度から今日まで除草委託業務として管理をしてきているところでございます。

業務委託は数年間委託料の変動が少しありましたが、平成１８年度からは固定されて現在も種川自治会８２万円、神丘自治会６８万円で委託契約を締結し、この１５年間で２，２７４万円の事業支出をしているところであります。

跡地利活用を模索し続けているところでありますけども、いまのところもなかなか目処が立たない状況でありました。

そういうこともあり、国営緊急農地再編整備事業において、農業者で区間整理によるほ場拡大や、作業道としての利用を計画されている方への払い下げの公募をいたしました。結果、払い下げ希望者がなく、国鉄跡地は国営対象事業のエリアから除外され、国営事業としての整備の可能性はなく、利活用が改めて問われているところであります。

この度の借地要請は町としての懸案事項解消の選択肢の１つでもあることから、様々な観点からの検討と、利用目的の妥当性を含めて判断する環境づくりを行いつつ、今日を迎えてきているところであります。

要請を受けた町として、借地利用事業の説明と、地域への理解周知を事業者に要請

し、町としても長年の行政課題解消と、利活用面及びそのことによるまちへの影響や、効果検証を行い、町有地管理者、行政執行者として最終判断をするという姿勢を持って取り組んできているところであります。

８月２８日に、判断を要する事業者提案書の提出を求めました。現在は町としての精査をしており、今後の協議を経て是非を判断いたします。

本日の午前中でありますけども、３者連名による要望書の提出を受けました。行政財産、行政の資産という言葉があるわけでありますけども、この保有自体が公共性から行政として必要なことであること。またその土地が広域性や財源を生み出すことができるものであるということが、一般的に公共の利益につながるという解釈になるものと認識をしているところであります。さらには、この度の事案は何といってもこれまで利活用されない土地に、１５年間で２，２７４万円の支出をして管理をしてきているわけでありますが、今後の管理の在り方を含めて判断をしなければならないところです。

事業者から示されている町の収入財源予定も参酌をして判断いたしたいと思っております。判断の結果につきましては、議会への報告、そして予定しているタウンミーティング等で報告を考えているところであります。

本日はこれまでの経過と入手している情報を議会の方に報告したいと考えております。この後に担当の方から説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願いします。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　総務財政課長、森君。

○総務財政課長（森　朋彦君）　お疲れ様でございます。

それでは、引き続きまして、私の方から本日配布いたしました合同委員会資料に基づきまして、内容の説明をさせていただきます。

まず１ページ目でありますが、送電線計画に伴う町有地使用等の要請に係る検討状況ということでまとめてあります。

これにつきましては、現在、事業者が計画しております内容に基づいて町有地の使用を許可した場合に、まちの方の取扱いとしてはどうなるかということをまとめたものであります。

１つ目の、旧国鉄瀬棚線跡地に係る経過及び現状と課題というところにつきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

２つ目の固定資産税に係る試算の部分であります。これは、いまの計画に基づきまして、町内に敷設される設備・施設の、償却資産分に係る部分の固定資産税の試算であります。２０年間で合計が２億円ないし３億円程度ということで、ただいま試算がされておりまして、１年あたりの平均を取りますと、約１，０００万円から１，５００万円ということの試算になっております。

ただし、これにつきましては、償却資産として使われます部材あるいは規格等におきまして、まだ未確定の部分があります。最終的には北電との協議において確定をしていくわけでありますけども、現段階において北電と協議・検討がされている償却資産をベースに試算をしたものでございます。したがいまして、確定値ではございませ

ん。そのことを含めて幅を持った試算額ということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして３点目です。

町有地使用料に係る試算であります。

現在、要請をいただいております町有地の使用を許可した場合に、使用料として徴収できる額を検討しているものであります。

対象となる土地につきましては、旧国鉄瀬棚線跡地のうち、送電線の設備が計画されている町有地ということであります。面積にしましておよそ１３万２，０００平方メートル。延長としましては、およそ９，１００メートルになります。

検討案であります。これは２つ案を示しておりますが、Ａ案でございますが、これは近傍の評価額による試算を求めておりまして、今金町で土地の使用料を求める場合の標準的な方法を使った場合ということでご理解をお願いいたします。

要請のある土地につきましては、地目は雑種地ということになりますので、試算の方法については、近傍に存在をしている雑種地を抽出しまして、その評価額の平均を求め、土地使用料に基づく算定方法で試算したものであります。

基準単価でありますが、平均の評価額を求めますと、平米辺りおよそ８．３９１円になります。使用料の計算をする場合に、４％をかけまして、１年間の平米辺りの基準単価を求めますが、これを求めますと０．３３５６４円ということになります。１円に至っておりませんので、平米辺り１円としまして、設定をして試算をしております。結果、使用料につきましては、面積１３万２，０００平米に単価１円でございますので、これを乗じますと、年間で１３万２，０００円、２０年間では２６４万円ということになります。

次のページをお願いします。

Ｂ案でございます。

これにつきましては、道路占用料を根拠として試算をしてみた場合ということでありまして、これは事業者が自らの事業の内容を考慮し、かつ全国的な事例なんかも参考にしながら、事業者の方から提案をいただいた内容であります。

まず、この方法によりますと、地下埋設部と鉄塔部ということで積算の方法が異なりますが、地下埋設部につきましては、管路の外径に応じまして単価が違いますが、外径０．２メートル未満におきましては、１年間メートルあたり７１円。外径０．２メートル以上、０．４メートル未満におきましては、１年間メートル当たり１４０円。延長がおよそ９，１００メートルですので、管路は２系統になりますので、それぞれの単価を乗じますと、地下埋設部の合計が、年間１９２万１００円という試算になります。

なお、この基本の単価につきましては、国あるいは道などで標準的に用いられている単価を用いているということであります。

鉄塔部でありますが、ここはその他の占用物というものの単価になりまして、平米あたり１，１００円になります。占用する面積、１つの鉄塔が２５平米でありますの

で、これがいま９ヶ所予定されているということで乗じまして、更に単価１，１００円も乗じますと、年間２４万７，５００円ということになります。

占用料の年間合計が２１６万７，６００円。２０年間を合計しますと、４，３３５万２，０００円ということになります。

このことを受けまして、もしこのＢ案を採用するとした場合につきましては、町としましては、対象町有地全体を一括で貸付けしたいという思いがありますので、例えばこの占用料を根拠としながら、面積で乗じた金額を平米あたり単価として設定して、全体の面積にしていくというようなやり方も検討しなければいけないということで、注意書きをさせていただいております。

次に、４番目の維持管理経費の軽減でありますが、これにつきましては、平成１３年から、神丘・種川両自治会に委託をして参りました草刈業務につきましては、株式会社ジェイウィンドせたなが引き続き継続をするということでありますので、当然その負担も事業者の負担ということになります。平成２７年度の予算額ベースで試算をしますと、年間１５０万円ですので、これの２０年間分として、町としては３，０００万円の負担軽減になるということであります。

参考でありますが、平成１３年から２７年度の支出を終えたことを想定しますと、１５年間両地区に委託料としてお願いをしてきたわけですが、これの合計が２，２７４万８，０００円ということになっております。

以上、３つの面から試算をしてみますと、町有地を貸し付けした場合の２０年間の総トータルということになりますが、固定資産税収入で２億円から３億円、土地使用料収入で４，３３５万２，０００円、草刈業務委託料の軽減分が３，０００万円ということになりますので、２０年間トータルでみますと、２億７，３３５万２，０００円ないし３億７，３３５万２，０００円ということになります。固定資産税の部分がまだ確定していませんので、幅を持った記載になっておりますが、以上のような取り扱いになろうかということで想定をしておりますので、このことに基づいて更に検討を進めていきたいというふうに思っております。

次に、３ページ目につきましては、これまでの送電線計画に関わっての協議等々の経過の一覧を載せてあります。

それから４ページにつきましては、種川地区で行いました説明会の顛末書、それから７ページからは神丘地区で行いました説明会の顛末書になります。

この両顛末書につきましては、それぞれ地区の住民の皆さんにもお配りをしたものでありますので、参考までにのちほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、説明の方を終わらせていただきます。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

岸君。

○１番（岸　徹也君）　確認なのですけども、町側の説明では、この風力発電の件では毎回、地先の住民の方の理解がなければ進めるものではないということを、毎回答弁

でも仰っているところでございますが、その確認をしたいのですけども、いまもその気持ちは変わらないのか、町長、お願いします。
○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　町長、外崎君。
○町長（外崎秀人君）　そういう姿勢を持って今日まで対応してきております。
○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　岸君。
○１番（岸　徹也君）　ありがとうございます。
　私も、民間の事業ですので、こういった再生可能エネルギーの必要性というものもわかっていますし、せたなで風力発電を起こす、中里で変電所を作り北電線につなげる、そのことに関しては私もいいのでないかなと思っているのですね。ただ、ルートに関してはやはり困っている人がいる。特に神丘地区、そして市街地では若いお母さん方が健康に対しての不安を抱えている、そういう声を多々耳にするわけでございます。種川地区、神丘地区においては説明会は一応終了したというところで、てん末も添付されております。まちの市街地に関しての説明会、神丘の説明会のときには、町長はやるという話も私は聞いたのですけども、市街地での説明会をどのような形でいつ行う予定なのか、お聞かせ願いたいと思います。
○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　副町長、中島君。
○副町長（中島光弘君）　お答えをしたいと思います。
　町内の説明会につきましては、町長の方が、いろいろな町政執行にあたりまして、タウンミーティングという形をもって、町内の皆さんにお話をしたいというふうに思っております。
　前の説明会でもお話をしました。例えば、保護者の皆さんについては、積極的に、例えばこども園であるとか、ＰＴＡの皆さんにも周知をしてきていただいて、安全性については一定の業者の説明があるというふうに思いますし、それからそのことを踏まえた、町長の考え方については、町長の方から皆さんの方に説明があるというふうな機会を設けようという形で、いま思っております。
　なお、きょうの午前中に３名の個人の方から、要望書の提出がございました。要望書の方は文面については短いものでありますので、このことについても提出をされた皆さんに、必要であれば町長の方に会っていただいて、それぞれのご意見とかを聞かせていただいて、町長とのそういう場を設けたいということで、のちほど総務財政課長の方から要望書を提出いただいた団体の皆さんにはお話をする予定でおります。
　以上です。
○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　岸君。
○１番（岸　徹也君）　ありがとうございます。
　タウンミーティングの方を開催していただけるというところでございますけども、私も何回も答弁させていただいておりますが、やはり困っている人がいるということですね。不安だと、そういう気持ちの方がたくさんいらっしゃるというところで、まちに対してはいろいろと固定資産税であるとか、収入の部分を載せていただいてはおりますけども、経済が不安感とか、住民の困難さよりも優先されることのないように、

そこはしっかり説明から何からやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　いま、いろいろ見解を聞きましたけども、町長としては総合的な判断をするという話をしています。

健康、健康という言葉を使っておりますけども、神丘地区につきましても、事業者からの説明がありました。

そのことについても、心配があったから当然事業者説明をしたわけでありますけども、それに対する質問はございませんでした。異議なしということで、地元の方々、代表する方も話をしておりましたので、私的には一定程度電磁波等々を含めた心配の要素は理解・認識をされているという認識を持っております。

この間、いろいろなところでもこの事業がいまあちこちを走っている電気とどう違うのだと。特に取り立てて心配な要素があるのだというような声としては、私は認識しておりませんし、そういう声も感じていないわけでありまして、電気は電気という認識の中で取り組みをしてきている事例を含めて、私として最終的に判断をしていかなければいけないかなと思っております。

いずれにいたしましたも、まだ判断をする状況にないわけでありまして、きょう提示した数字等々を含めた中で、最終的に私が判断をしたいと。

先ほどタウンミーティングの話をいたしましたが、基本的にはこれは神丘の説明会でも申しましたけども、判断には是と非があるわけです。貸すことはできませんと言った場合については、事業者の説明は当然いらないわけであります。でも貸しますよと言った場合については、タウンミーティングに。いずれにしても是非について町長は報告をするわけでありますけども、貸すことにしますよと言った場合については、改めてまた住民の方々に今回の事業はこういうことですよ、心配される要素がたぶんあるとすれば、皆さんお聞きしてください。そういうことをきちんと伝える場として考えていきたいということを考えておりますので、いまなお先ほども申しましたように、これからもそういうスタンスをもちながら、ただ相手方が当然あるわけでありますから、いつまでもということにはならないので、早い決断をしていかなければいけないということで、私の方で考えているところであります。

○総務厚生常任委員長（川上絹子君）　他にありませんか。

質疑を終わります。

ここで、委員長交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　１１時１７分
開議　１１時１８分

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　休憩を閉じ、開議します。

それでは、産業教育常任委員会所管について進めます。

議件８、報告事項、今金町総合体育館・図書館建設についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

教育委員会事務局長、杉山君。

○教育委員会事務局長（杉山輝樹君）　ご苦労様です。

私の方から、資料が２つになりますけども、既に送付済みの産業教育常任委員会別冊として、教育委員会から提出しております、総合体育館・図書館建設について、状況報告という資料と、本日追加させていただきました資料と２つについて、説明を申し上げたいと思います。

まず、常任委員会資料として提出しております別冊資料の方から、ご説明を申し上げたいと思っております。

まず資料の１ページ目でございますけども、ここの部分につきましては、総合体育館・図書館建設構想委員会の動向、それから組織としての部分について記載をしております。構想委員会につきましては、スポーツ団体・文化団体からの推薦、それから一般公募を含めて１０名をもって構成し、５月１４日には第１回目となる構想委員会を開催し、６月３日には議会との合同による先進地調査等を行って、これまでに４回の会議を設けてきております。また、６月から７月末日までのあいだ、広く町民からの意向調査を行ったところであります。

町民の皆様からの意向調査の結果につきましては、資料７ページをお開きいただきたいと思います。

調査への回答数としましては、合計で１５４件。一般の住民の方からの回答では２０代から４０代の世代からの回答が最も多くなっております。

８ページになりますけども、その回答に関わります内容を項目別にグラフ化しておりますけども、まず上段の体育館の部分では、アリーナやキッズルーム、トレーニング室、ランニングデッキあるいはバリアフリーだとか、武道場に関する意見が多く寄せられたものであります。それから２段目の図書館に関しましては、学習のスペースや読み聞かせの部屋あるいは視聴覚・多目的のスペース、郷土資料コーナー、加えてカフェだとか売店等といったところの意見が多く寄せられたところでございます。３段目には、小中学生からの意見をグラフ化しておりますけども、前段で説明した他の方からのご意見と内容等については同様の傾向となっているというふうに判断をしております。

１０ページからは、寄せられた意見の内容の整理、記載をしておりますけども、その概略をまとめて報告しますと、体育館の部分では１つ目として、アリーナや武道場につきましては最低でも現状の面積を確保してほしいというもの。それから新たな視点の部分としては、ランニングやウォーキングが通年楽しめるデッキの設置、あるいは防災に関するものというものがあげられております。加えてバリアフリーやキッズルーム、多目的スペースの確保、トイレへの配慮といったものも多くあげられたものであります。

図書館の部分につきましては、１２ページになります。

図書館の部分では、１つ目としてゆとりだとかあるいは様々な配慮がある学習スペース、読み聞かせ、読書のスペースの確保、子どもやお子様を連れた方々が利用しやすい環境などへの配慮、あるいは視聴覚・他目的に使えるスペースの確保、こういったものが多く寄せられております。加えて、カフェなど気軽に集える場所、くつろげる場所、こういった環境作りについても多くの声を寄せられたところでございます。

現段階の構想委員会の中でも、町民の皆様から寄せられた意見と同様の方向性をもって、現状では検討が進められているものと感じ取っております。まだ中間でございますので今後につきましては、いろいろと多方面の検討が必要というふうに考えております。

資料の２ページに戻っていただきたいと思うのですけども、いま説明しました町民からのご意見あるいは構想委員会の中での検討経過から、現時点での体育館・図書館をベースにしながら、様々に求められている新たな施設として、求められている機能やスペース等を盛り込んだ場合、どれくらいの規模になるのだろうかというものを想定したものでございます。これはあくまで仮想定でありますので、細かく詰めたものではないということをご承知おきいただきたいと思いますけども、現状の総合体育館につきましては、トータルで３，１７１平米の大きさがあります。これらに、今後不用となるようなものを除き、あるいは新たに要望等々として挙げられたもの、その中でも特にこれは不可欠と思われるようなものを加えていった場合には、大体、体育館の部分で３，３００平米近くが必要となってくるという見込みが立っております。これに防災機能だとかランニングデッキ、あるいはバリアフリー、ユニバーサルデザイン等を取り入れた場合には、更に必要となる面積が出てくるということで、大きく見積もった数字というふうにご理解していただいて構わないと思うのですけども、全体では３，７５０平米程度に至ってしまう可能性があるということでございます。

３ページのところには、同様に図書館についても、試算検討したところ、現状の図書室につきましては、町民センターの２階で１４３平米という規模で運営しておりますけども、これら将来的な新たな図書館ということを見込んだところでは、様々な要望だとか今後の施設として当然必要だと思われるようなものを盛り込んでいった場合には、蔵書の計画もいま現在の３万冊から６万冊という規模を目指してやっていくということを１つ念頭に置きながらでありますけども、１，０００平米以内にはゆとりを持っても納まるのではないかなという見込みであります。これら、今後、内容を精査し、適当な規模というものが更に詰めていくものというふうに考えております。

こういうようなことから、体育館につきましては現状でも３，０００平米を超えているのですけども、新たな施設の中でもやはり３，０００平米の中で収めていくということは非常に難しい。この３，０００平米にこだわる理由としましては、既にご承知おきかと思いますけども、現在、建設を予定しております高美公園近隣地につきましては、都市計画の中で第１種住専地という指定を受けております。この指定の中で、総合体育館という形で建物が建設できる範囲というものが、延面積で３，０００平米

以内に限るという規定があるということから、この３，０００平米という数字をこだわりとしてあげてきたわけでございますけども、なかなか町民が望むものあるいは行政としても防災機能だとか、様々なものを追加で必要とするものもあります。こういったものを組み入れていきますと、なかなか３，０００平米では収まらないのではないかという可能性が非常に強く出てきたというのが現状であります。

図書館につきましては、１，０００平米以内に収まるとは言いながらも、ここの高美公園だとか指定のところも利用しながらやっていかなければ、建物が全体的に納まらないということが危惧されます。公園の中に図書館をつくるということは、これは法規制の中で認められております。公園の付帯施設ということで図書館が認められている。図書館の大きさにつきましては、１，０００平米以内、建ぺい率の計算ですけども、１，０００平米以内ということでありますので、仮にいま大きく試算を盛っている図書館の面積が全て公園の中にいったにしても、まず１つの条件たる１，０００平米はクリアできるのではないかというものは１つあります。しかしながら、これはレイアウト等も含めてなのですけども、高美公園としての機能については何がなんでも維持しなければならないのは大基本であります。今現在約１万平米を公園面積として持っておりますので、新たな体育館や新たな図書館の建設後にも、この公園面積１ヘクタールというものはキープしていかなければならない。それからその中でも半分程度は緑地としてキープしなければならない。また現在もっている公用というところでは、例えば公園に付帯している機能として、トイレだとかも建設後においても公園機能として継承しなければならないというような問題があります。それから建物自体も公園と公園外の敷地をまたいでもいいものなのか、どうなのか。図書館がいいと言われながらも、またいだ建物はどちらに帰属するのだというような問題も、いろいろと細かなところでは出てきます。

こういったところを踏まえながら、なんとか今金町として求める最良の建物としたいということから、その都市計画法に基づく体育館３，０００平米という規制も含めて、北海道の方とご相談を申し上げたところでございます。その結果につきまして、きょうの追加資料の方をご覧いただきたいと思うのですけども、そちらの方に若干の経過をまとめてございます。

１ページ目の前段、検討経過というところにつきましては、いま説明した内容のとおりでございます。これらのことを踏まえながら、法規制の対応というものが１つ考えなければならない問題として出てきております。

１ページの下の方ですけども、いま申し上げたとおり、総合体育館については３，０００平米に収めなければならないのですけども、これが現在の模索の中ではなかなか難しいという状況があります。これらをなんとか解決できないかということで、９月４日に檜山振興局の担当部長にご同行いただきながら、町長、副町長、教育長、それから我々を含めた関係課長をもって、北海道の各担当部局長などとの協議を行って、いろいろとご相談を申し上げて参りました。この中では、用途地域の取扱いなど、問題解決に向けた一定程度の方向性、可能性があるというようなお話を北海道の方とも

させていただきました。

このことから、構想づくりを現在も行っておりますけども、構想づくりを行いながらも、法規制等に関わる道との協議や手続きを並行しながら行ないまして、また、法規制等に関わる協議、手続きには概略を示す図面だとか、設計書類といったものも必要になってきます。これまで予定をしていた設計コンペ方式による設計業者選定から、基本構想、基本計画、基本設計までを一連の中で行えるように、いま現在進行しております構想づくりの作業から設計業者が関わって、法規制の問題、構想づくり、設計づくりまで一連の中で行えるように方式を転換していきたいという考えをいま現在持ったところでございます。なおかつ、総合体育館・図書館の建設にあたりましては、当然ながら各種の補助事業等を効果的に組み合わせながら、地元自治体としての負担のより少ない方法をもって行うことが当然のことでございます。これらにつきましても、庁舎内での検討、手続き等を進めているところでございますけども、平成２８年度の事業着手に向けては、もう既に２７年度でありますので、次年度要望ということで、この時期から要望協議を各所と行う必要がありますけども、補助事業によってはこの段階から建築に関わる詳細な情報を添えて、協議にあたらなければならないものもあります。こういったことから、補助金の要望をあげる段階から、ある程度基本設計的な作業まで完了しなければ、提出すべき書類の中身の作り込みができないというような問題が起きておりますし、状況からいきますと、これらの作業の完了が必要となっております。

こういったことから、建設スケジュールの見直しということになるわけでございますけども、総合体育館の建設に向けては、法規制等に関わる手続き、道との協議を含めて、これらにも少なくても数か月以上は要するということもあります。それから補助事業に関しても要望協議の段階から、基本設計等の作業が完了していなければ手続きができないという状況にありますので、全体の進行スケジュールの見直しが必要となるという判断をしているところでございます。

平成２７年度におきましては、とりあえず目標の１つでありますけども、基本設計までを目標におきまして、平成２８年度には実施設計、それからこれら作業を終わるのを待って補助事業等の要望協議、これらも完了させた中で、平成２９年度からの本体着手ということでスケジュールを全体的に改めていきたいという考えでございます。

以上、いままでの検討経過と各種法的な手続きあるいは財源の確保等の問題からスケジュールを、建設着手というところでいきますと１年遅らせなければならないというようなところでご説明を申し上げました。よろしくお願いをいたします。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

上村君。

○１１番（上村義雄君）　体育館・図書館の構想が今後のスケジュール等も含めて、示されておりますけども、まず第１には予算規模をどこにしているのか。まずそこを聞

かせてください。
○産業教育常任委員長（向井孝一君）　教育委員会事務局長、杉山君。
○教育委員会事務局長（杉山輝希君）　これまでのご説明経過の中では、予算規模につきましては、体育館の建設、基本的には現状とそう変わりのない規模の内容をもって総合体育館を建設した場合ということで、今金町ではありませんけども、過去のほかの市町村等が行なった建設等の事業費の例を勘案しながら、１３億円程度というのを１つの数字としてあげておりました。
　しかしながらその後、図書館の建設も並行して行うということも加わりましたし、防災機能だとか体育館とは別に考えなければならなかったものも体育館の方に盛り込むということで、方向性を若干加えたところもありますので、予算規模についてはいま基本設計といいますか、粗々の構想ができてそれに基づいた概略の設計をしながら金額を当て込んでいかなければ、具体的な数字が出てこないというところでご理解をしていただければと思っております。
　しかしながら、今金町にも予算というものでは、財政運営の限度があると思いますので、それらにつきましては十分配慮をしながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。
○産業教育常任委員長（向井孝一君）　上村君。
　体育館については１３億円を想定している。それに他に図書館が加味され、また付帯設備の部分も加味されてというふうになっていくと、およそ状況が出てくるかなという感じはしますけども、まず６月の定例会でもって、コンペ方式の部分で予算を見積りしました。急きょコンペ方式をやめてこの建設会社との委託契約の中で進む。相談しながら。たとえ方が悪いか良いかわかりませんが、いま２０２０年に行われる国のイベントであるオリンピック。国立競技場となる部分が、国の段階で、最初の段階では１，５００億円と。見積りやらコンペもやってあれしたら、設計の段階で３，０００億円を超える。最終的に白紙見直しをして１，５７０億円ですか。要するに、最初にやはり、先ほどの基金積立と同じで予算がなければできないことですよね。それと先ほどの報告で数字説明いただきました。２０６０年、今金町の人口が３，８００人。そこまでもっていきたいという。４，０００切る程度までもってきたい。それは国のデータのシミュレーションからすると１，０００名多くするのにそれだけになっている。２０３０年の時点で既に後期高齢者も含めて老人のピークがすぎます。当然、子ども達もそれは必要になってくる。それは小学校の体育館があり、中学校の体育館があり、学童の中でもって、学校教育の中でもってそういうスポーツの。この体育館というのは、町民体育館でしょうから。学校だけでない、一般町民も全部含めての体育館ということでしょう。いま６，０００人きった中での、おおよそのおおまかであれすると半分か６割に留めたいというシミュレーションの部分ではなってしまう。その中でもってこういう現状維持の、体育館・図書館のアンケートとか要望というのは、これはいま子ども達、また大人たちがいまあれするのに予算を関係なしに、こういうのがあったらいいよねという要望でしょうから、それは当然あってもいいわけですけ

ども。ただそれを１００％聞ける状況になるかと言ったら、私は、最初に申し上げた財政規模、予算に応じた建物であり、これは箱物をつくるということは、当然その年から維持管理費がかかるわけです。体育館の管理はいままでもやっているわけですから、同じだと言えばそれは同じかもしれませんが、しかし何十億円とかけて建てたものが、実際に費用対効果、需要と供給という観点から、もう一度見直す。真剣にいまの委員の人方が真剣に考えてくださっているのでしょうけど。将来数値等も含めた中で、どの規模がいいのか。またスケジュールにあわせて企業と相談しながら進めていく。極端な例を言います。一定の企業とあれになっていくと、業者との癒着が生まれてくる可能性があるわけです。そういうのを防ぐために、町民の意向を聞きながら、今金小学校がコンペ方式で、これは本当にどこの町村からも今金小学校の視察にくるという、私は今金にとってコンペ方式をやって進めた結果、素晴らしい小学校、教育の環境が整い、しかも一般公開、学校開放等も進めてくれている。そういうことを考えながら、いきなりコンペ方式で予算を見積もりながらも、この業者を指定して、その業者と相談しながら決める。形はどういうふうになるか、町民には説明できません。予算もどのくらいになるのか説明できません。これは経過報告ですからそういう状況だということを話聞くわけですけども。しかし、予算もわからないで業者もコンペから、私はコンペがいいと思って小学校の例をみていいと思って、コンペの予算措置をお受けしました。これをいきなり執行する計画でもって、問題があるからコンペをやめてこれにします、こういうことでは私は一貫性、計画性、そしてこの部分で、しかも２０６０年までのシミュレーションをつくりながらやっていかなならんというこのまち・ひと・しごとづくりの中で、どういう観点で進められているのかまずお聞かせいただきたいと思います。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　お答えをしたいというふうに思います。

　当初のコンペ方式については、先般、町長からも経過についてはお話があったと思いますけども、業者の選定については当然ながら入札をもって行いますし、入札条件については最初から、コンペというのは普通設計業者を決めて進むパターンなのですけども、今回は都市公園法だとかいろいろなことが出てきたということと、その結果、私の記憶の中では初めてだと思いますが、町の３役と関係課長が道の方に出向いて、まず現状のお話をさせていただいて、今後についてのいろいろなご指導をいただいて、同時に委員が仰る通り、一番は財政計画というものが根っこにあるものです。この計画については、おおまかな総合計画の中では一定の１３億円という数字をたたいております。ただ、これは基本の設計ができている数字ではありません。今回、一番は的確な法令に従った中でやっていく部分と、業者を選定した中で一緒に構想委員会の中にも入っていただいて、いろいろな工夫も取り入れていただくという方式を取りました。これはプロポーザルという方式が１つあるのですけども、一番最初にこの方法を検討しましたけども、期間的にまず無理だということを当初判断したわけですけども、一番はやはりアンケートを取ったと。それからいろいろな構想委員会の中で出てきたと

きに、いまのままでは３，０００平米を超えるというのが一番のネックでした。これは町長の英断でしたけども、３役並びに関係課長で道の方に出向いて、これが無理であれば、いまの状況の中では今年度予定通り走らなければならなかったのですけども、一定程度、道の方でも指導していただけるという方向性をいただきましたので、この方向でいきたいというのが大きなところであります。

ただ、きょうの前段でも人口ビジョンだとかいろいろなお話が出ていました。この要素はこれから建てる施設計画には当然入らなければならない要素でありますので、どんどん懸念をされたような、東京オリンピック招致の関係でありますけども、これは誰もが望んでいるところではありませんし、一定の方向が見えたら早めに相談したいというふうに思っております。是非わかっていただきたいのは、このままで進めていくと、いろいろな補助の関係が付きにくい。いま文科省、それから産業振興課が所管している農林部門の補助はいま当っておりますけども、その基本は早めに基本設計をつくらなければならない。それから喫緊の課題であります、子育て支援のための施設の要素も必要になってくる。それから防災、これは町長の一番の願いであります。防災の拠点となるべき施設をつくりたいのだということで、その要素も含めたいということが今回の大きな１年あとになったということであります。

ただ、上村委員が懸念をしている、私も財政を担当しますので、青天井で数字が増えていくなんてことはありませんし、それから言われたとおり、希望を全部叶える施設なんていうのはできません。いまあるものも同じようにというのもなかなか大変かと思います。これは実際にこれから教育委員会の方にお願いをしようと思っているのは、例えばいろいろな団体があります。使う団体。ここことの協議も出てくると思います。これは希望を受けただけで、これからうちの方もいろいろなものをお返しをして詰めていくという作業が出てきますので、そういう意味では委員の懸念している部分もきちんと含めながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　よろしいですか。

他にございませんか。

質疑を終わります。

次に、その他を議題とします。

皆さんから何かございませんか。

理事者側から何かございませんか。

◎閉会の宣告

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　なければ、以上で、本日の合同委員会を閉会いたします。

閉会　１１時５０分

署名委員

平成２７年　９月２４日

総務厚生常任委員長

産業教育常任委員長